

# 群馬県消防学校食堂施設・設備等使用許可要綱

## 1 使用許可の名称

群馬県消防学校食堂施設・設備等使用許可

## 2 使用を許可する行政財産

- (1) 名称 群馬県消防学校寄宿舎（北寮）
- (2) 所在地 前橋市田口町 1473
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (4) 数量 101.67 m<sup>2</sup>  
(厨房 60.00 m<sup>2</sup>、倉庫 16.67 m<sup>2</sup>、休憩室 16.67 m<sup>2</sup>、通路 8.33 m<sup>2</sup>、備品等一式)  
備品等の内訳は別記。

## 3 使用の目的

群馬県消防学校（以下、消防学校）関係者を対象とした給食

## 4 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、使用許可の条件等（給食の代価を含む。）について、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）と群馬県消防学校長（以下、消防学校長）とで1年に1回以上協議を行い、協議が整わなかった場合は、許可を取り消すことがある。また、事前審査資料に事実と異なる記載があることが判明したときは、許可を取り消すことがある。

## 5 使用料及び光熱水費

使用料及び光熱水費は免除する。ただし、今後徴収することもあり、その場合は、事前に消防学校長と使用者とで協議することとする。

## 6 使用許可の条件等

### (1) 一般的事項

- ア 使用者は、本件の給食について、食品衛生法に基づく営業許可を取得すること。
- イ 使用者は、消防学校長と「給食業務の実施に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結すること。
- ウ 使用を許可された備品のほかに必要な備品は、使用者の費用負担により調達すること。
- エ 給食は、消防学校の食堂で調理した食品のみで行うこと。ただし、調理員の病休、調理器具の不具合等により、消防学校の食堂で調理できない場合は、この限りでない。
- オ 使用者は、災害、事故、疾病等が生じた場合においても、給食に支障を来さないように、人的及び物的な体制を確保すること。
- カ 消防学校の食堂で調理した食品は、消防学校関係者を対象とした給食のみに使用し、校外へ持ち出し、又は給食対象者以外に販売し、若しくは譲渡しないこと。
- キ 消防学校職員による検食又は学生の評価により必要が生じた場合は、消防学校長と使用者とで協議し、給食の質又は量を変更すること。

## (2) 給食の代価

ア 令和8年度の給食の代価は次表のとおりとし、消防学校長が交付する「行政財産使用許可に係る指示書」に明示することとする。

(消費税及び地方消費税含む)

朝食	昼食	夕食	計
600円	750円	800円	2,150円

イ 令和9年度以降の給食の代価については、経済情勢の変動等を踏まえ、消防学校長と使用者とで協議して定めることとする。

ウ 消防学校長は、使用者に対し、給食の1週間前までに給食数を通知することとし、給食数の変更は、給食の直前まで可能とする。

エ 使用者が請求する給食の代価の積算は、給食の予定数ではなく、給食の実数により行うこととする。

オ 代価の支払い方法については、消防学校長と使用者とで協議して定め、覚書に明示することとする。

## (3) 給食の時間

給食の時間は次のとおりとする。ただし、課業の進行状況により変動することもある。

朝食 7時30分～ 8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～19時00分

## (4) 給食の方法等

ア 給食を行う場所は、消防学校とし、校外研修等により食堂で給食が行えない場合は、消防学校長と使用者とで協議し、給食を行う場所を変更することとする。

イ 使用者は、給食の味、量、栄養バランス等に常に留意し、その標準内容については、厚生労働大臣が定めた「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の「身体活動レベル(高い)」に相当する栄養を含有する献立を維持することとする。

ウ 学生が体調不良等により通常の食事を摂取できない場合、消防学校長は使用者に対し、当該学生に係る給食について、献立の変更（粥食等）を指示することができる。なお、その場合の給食の代価は変更しない。

## (5) 令和8年度の給食の実施日と給食の見込み数

ア 別紙「教育訓練体系」の「教育訓練期間」及び「入校予定数」を参照。

イ 宿泊を伴わない課程においては、昼食のみを給食する。したがって、消防職員教育においては朝食、昼食及び夕食を給食し、消防団員教育ほかにおいては昼食のみを給食する。

ウ 土曜日、日曜日及び祝日は休校日で、学生は帰宅するので、次の給食は不要。

・金曜日の夕食 ・月曜日の朝食 ・祝日の前日の夕食 ・祝日の翌日の朝食  
ただし、休校日の振替日や週休日に消防団員教育を実施する場合がある。

また、インフルエンザ等の集団感染により、休校することもある。

## 7 使用許可の事前審査への応募

使用許可を希望する者は事前審査に応募するものとし、その応募資格は以下条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- (4) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (6) 安全的かつ健全な財政能力を有し、群馬県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- (7) 原則として過去 3 年以内に食堂における給食業務の実績を有し、1 日 100 食以上の給食の調理・提供実績があり、現在も継続していること
- (8) 給食調理業務において過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと

## 8 事前審査資料の提出

事前審査の応募者は、次に掲げる事前審査資料を消防学校長が指定した期日までに提出することとする。

- (1) 行政財産使用許可事前審査申込書(様式第 1 )
- (2) 会社概要（様式第 2 ）
- (3) 企画提案書（様式第 3 ）
- (4) モデルメニュー(様式第 4 )
- (5) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）（様式第 5 ）

## 9 使用許可の相手方の選考及び選考結果の通知

- (1) 使用許可の相手方の選考

### ア 第一次審査

提出された事前審査資料に基づき、応募資格等に関する適格性の書類審査を行い、上位 3 者程度を選考する。

### イ 第二次審査

「群馬県消防学校給食業者選考委員会」において、第一次審査選考者からの企画提案（プレゼンテーション）を受け、使用許可の相手方を決定する。試食は実施しない。

- (2) 選考結果の通知

選考結果は、各応募者に文書で通知する。

## 10 詳細協議の実施及び使用許可の執行

- (1) 消防学校長は、使用許可に係る諸条件について、使用許可の相手方に決定された者

と詳細な協議を行い、協議が整ったときは、同人から行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可を行うこととする。

(2) 上記の協議が整わなかった場合、消防学校長は、選考における次順位の応募者に対して上記と同様の手続きを行うこととし、なおも協議が整わなかった場合は、さらに次順位の応募者に対して同様の手続きを行うこととする。

附則 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別記備品等内訳 (2 (4) 関係)

1. 使用場所

消防学校寄宿棟（北寮）1階 101.67 m<sup>2</sup>  
 (厨房 60 m<sup>2</sup>、倉庫 16.67 m<sup>2</sup>、休憩室 16.67 m<sup>2</sup>、通路 8.33 m<sup>2</sup>)

2. 使用器具(備品等)

番号	貸与器具名	台数	容量等	メーカー名
1	大型冷凍冷蔵庫	1	1790×800×1950	フクシマガリレイ
2	ガス台 (5連)	1		
3	ラック	2		
4	食器棚	3		
5	調理台	4		サンウェーブ
6	流し台	2		
7	〃 (2槽式)	1		
8	食器洗浄機	1	920×650×1448	タニコー
9	大型冷凍冷蔵庫	1	1790×800×1950	〃
10	食器消毒保管庫	1		A I H O
11	ガス自動炊飯器	1	750×710×1351	フジマック
12	ガスフライヤー	1	860×600×800	〃
13	ガスコンベクションオーブン	1		A I H O
14	ガスレンジ	1	1500×750×800	フジマック
15	パッキングワゴン	1	MN-B3	〃
16	保温釜	2		
17	製氷機	1	IM-20CL	ホシザキ

行政財産使用許可事前審査申込書

令和 年 月 日

群馬県消防学校長 様

申請者 本社所在地

法人名

代表者職・氏名

印

私は、群馬県消防学校食堂施設・設備等使用許可要綱7に記載の応募資格の全てを満たしていることについて誓約します。つきましては、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 希望する使用許可財産の表示

- (1) 名 称 群馬県消防学校寄宿棟(北寮)  
(2) 所在地 前橋市田口町 1473

2 使用目的及び用途又は利用計画 入校生等消防関係者に対する給食の作成に使用

3 希望使用期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

添付書類 1 会社概要(様式第2)

2 企画提案書(様式第3)

3 モデルメニュー(様式第4)及び同画像

4 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式第5)

様式第2

## 会 社 概 要

法人名	
代表者 職・氏名	
設立年月日	
本社所在地	
資本金	
営業店舗 店舗の名称・ 所在地(市町村 名)	
本社が群馬県外 の場合 群馬県内の支 店・営業所の住 所 店舗の名称・住 所	支店・営業所  店舗の名称・住所
従業員数	正社員 名  栄養士(管理栄養士を含む) 名  パート 名
売上高	
食堂営業の実績 食堂としての 営業している施 設の名称、開始 時期等	

食中毒事案の発生の有無及びその内容 (過去 10 年以内) 子会社等関連企業を含む	
自治体からの処分、行政指導の有無及びその内容 (過去 10 年以内) 子会社等関連企業を含む	
群馬県税滞納の有無（全税目） 法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	

様式第3

## 企画提案書

消防学校食堂の運営計画	※ 消防学校の食堂を運営していくにあたっての考え方
人員配置計画	<p>※ 消防学校食堂を運営していくにあたっての人員の配置、確保状況等</p> <p>1 人員配置（常時消防学校食堂に勤務する者）</p> <p>① 調理担当者 名（正社員、パート） 調理担当者ごとに記載 <input type="radio"/> 調理師免許（有・無） <input type="radio"/> 調理師免許（有・無）</p> <p>② 配膳等 名（正社員、パート）</p> <p>③ 栄養士 名（正社員、パート） 通常の勤務場所： ※該当部分に○印をつける</p>
メニュー作成時の栄養士の関わり	
衛生管理体制	<p>※既存マニュアルがあれば添付して記載不用</p> <p><input type="radio"/> 衛生管理者</p> <p><input type="radio"/> 衛生管理体制</p>

食事時間、メニュー変更時への対応	<p>※ 訓練等により食事時間が変更になった場合。また、学生の体調によりメニューを変更しなければならない場合の対応</p>
緊急事態への対応	<p>※ 災害、事故、病気等緊急事態により主たる調理従業者がやむなく勤務できなくなった場合、どのように代替従業者配置等を行うか？</p> <p>事故発生の連絡を受けた後、どのくらいの時間で食事提供体制が整うか？</p>
主食材（米）の調達等理念  その他食材の調達等理念	<p>※ 食材で大きなウェイトを占める主食＝米については、その重要性から「米トレセラビリティ法」により品名、産地、数量、取引先が確認できるようになっているところです。</p> <p>仮に消防学校の食堂を運営するようになった場合、学生向けの食事提供の際には、特定産地の銘柄の当年産米を使用するなどの米（主食材）に対する理念、こだわりがあるか？</p> <p>その他食材についてはどうか？</p>
熱中症対策メニューの工夫	<p>※ 入校学生（消防職員・消防団員）は猛暑など過酷な条件下で厳しい訓練を実施しているため、訓練に際しては、「熱中症」対策に留意し、水分補給、睡眠、栄養摂取に細心の注意を払っているが、盛夏期においても食欲減退をすることなく、熱中症を予防できる献立の工夫等があればお聞かせ願いたい。</p>

## モ デ ル メ ニ ュ 一

	朝 食	昼 食	夕 食
月		(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)
火	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)
水	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)
木	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)
金	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	(○○kcal、蛋白○g、脂質○g、炭水○g、塩分○g、野菜○g)	

※ 各食ごとに、主菜、副菜、ご飯、汁物等提供するものの内容及びカロリーを記入する。

想定：初任科学生 6月上旬のある一週間のメニュー

※ 可能な限り、調理したうえで、盛りつけられた写真を別添メニュー画像に貼り付け添付してください。

## メニュー画像

(○曜日)

### 朝 食

( kcal)



- (例) • 焼魚      • 漬物  
• 目玉焼き    • サラダ  
• 納豆          • のり  
• ご飯          • 味噌汁

カラー写真 2

### 昼 食

( kcal)

- •  
•                 •  
•                 •  
•                 •

カラー写真 3

### 夕 食

( kcal)

- •  
•                 •  
•                 •  
•                 •

様式第5

誓 約 書

令和 年 月 日

群馬県消防学校長 様

住所（法人等にあっては所在地）

氏名（法人等にあっては法人名及び代表者名）

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれかにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者。
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者。
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者。
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者。